

入園申込にかかる同意書

＜入園申込の情報に関すること＞

- 入園申込書及び添付書類等に係る内容は、和気町が必要に応じて収集した情報を特定教育・保育施設等の利用のために使用すること。また、入園後の適正な保育を実施するため、連携機関と情報共有すること。
- 書類審査や施設利用に必要な場合は、教育委員会から就労先等の関係機関へ内容・状況等を確認（連絡）すること。
- 入園決定後、申込時の状況から変更がある場合は、速やかに園または教育委員会へ連絡し、必要書類の提出及び変更等の手続きを行うこと。

＜教育・保育給付認定、施設利用に関すること＞

- 保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、退園すること。
 - ・ にこにこ園入園案内P. 2 事由②「妊娠・出産」で、出産日を挟み産前産後4か月を経過した場合。（育児休業中の継続利用には利用要件があります。）
 - ・ にこにこ園入園案内P. 2 事由⑥「求職活動」で、現在求職活動中（起業準備中を含む）または就労予定であって、求職開始日（入園日・事由①「就労」で既に入園中の場合は退職日翌日）から90日以内に、月48時間以上の就労を満たす就労証明書の提出が無い場合。
 - ・ 病気、怪我等のやむを得ない理由無く1か月以上登園がなかった場合。
- 事実と異なる不正や虚偽の申請を行った場合は、内定取消や保育の実施解除（退園）となること。

＜保育料・給食費に関すること＞

- 和気町が決定した保育料・給食費を期限内に納付すること。

保育料・給食費の納入義務は、ひとり親等の場合を除きご両親にあります。保育料決定通知書・給食費のお知らせは、入園申込書に記載の第一保護者宛てに行いますが、もう一方の保護者に対しても同様の通知を行ったものとみなします。

上記内容を確認及び同意いたしました。

和気町長 様

令和 年 月 日

保護者氏名 _____ 自署または記名押印

児童氏名 _____

